

機 械 警 備 仕 様 書

業 務 名 三原市大和支所機械警備業務
履 行 場 所 三原市大和町下徳良 111 番地
警 備 業 務 期 間 令和 6 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 まで
警 備 対 象 施 設 等 警備対象施設、使用機器等の種類、数量、設置場所は別紙「機械設備図」のと
おり

1 基本的事項

受注者は、発注者の所有又は管理にかかわる業務対象の財産の保護を請け負うことにより、発注者の業務の円滑なる運営に寄与する。

2 業務内容

(1) 施設に警備業務用機械装置を設置し、機械警備業務を実施するものとする。

ア 施設内に受注者が設置する警備業務用機械装置は、警備時間中受注者の警備本部において異常の有無を感知しうるものであり、また、警備業務用機械装置の正常作動を警備本部においてテスト確認しうるものであること。

イ 受注者は別紙機械設備図を参考とし、図面と同等程度の機械警備が可能となる警備業務用機械装置を設置するものとする。

ウ 警備業務用機械装置は、施設で発生した事故・異常等の発生に関する情報を、受注者の基地局に自動に通報するものとする。

エ 警備業務用機械装置の設置に当たっては、事前に発注者と協議・調整の上、設置するものとする。

オ 警備業務用機械装置の制御装置に、既設の自動火災報知設備の接点を接続し、24時間監視を行うものとする。

カ 機械警備業務開始の前日までに、事前に発注者と協議の上、操作カードを必要枚数発注者へ交付するものとする。なお、操作カードの作成・交付に係る費用は全て受注者の負担とする。また、経年劣化、機器の更新等により使用不能となった場合の操作カードの作成・交付についても全て受注者の負担とする。ただし、使用者の紛失などにより、その占有を離脱した場合はこの限りでない。

(2) 警備時間中、受注者は、警備本部の集中監視盤により施設の異常の有無を監視し、安全を確保するものとする。

(3) 受注者は、警備業務用機械装置により施設に異常事態が発生したことを知ったときは、直ちに緊急要員を施設に急行させ、異常の有無の確認を行い、必要な処置をとるものとする。

- (4) 警備業務用機械装置に関し発注者が行う操作は、別に受注者の定める取扱規程によるものとする。
- (5) 警備ステッカー等を発注者と協議の上、防犯効果の期待できる箇所へ適宜貼付けするものとする。
- (6) 受注者は、警備の実施について必要あるときは、その都度発注者と協議を行うものとする。

3 機械警備時間

- (1) 警備セット時間から解除時間までとする。時間帯はおおむね 17 時 15 分から翌日 8 時 30 分とする。
- (2) 警備時間の変更
 - ア 前号に定める時間外であっても、機械警備開始中は警備を行うものとする。
 - イ 職員の勤務・勤務時間の変更又は振替え、休日等における施設への出入りがある場合には、警備時間を変更するものとする。

4 業務責任者

- (1) 受注者は、業務責任者を発注者に報告すること。
- (2) 業務責任者に異動があるときは、事前に発注者に報告すること。

5 受注者の資格

- (1) 警備業法に規定する都道府県公安委員会の認定を受けていること。
- (2) 警備業法に規定する機械警備業務管理者資格者証の交付を受けている者のうちから機械警備業務管理者を選任していること。
- (3) 責任感厚く誠実で健康な警備隊員及び従業員を役務の提供にあたらせること。

6 鍵等の預託

発注者は、警備上必要な鍵を受注者に預託し、受注者は預託された鍵について厳重に取り扱うものとする。鍵の授受は、警備業務開始日までに行うものとし、その際、受注者は発注者に対し預り書の交付を行うものとする。

7 機械警備業務が履行できない場合の代替措置

警備業務用機械装置の設置までの間は、受注者において代替警備措置(常駐・巡回等による警備)を講じるものとする。

8 警備業務用機械装置の保守点検

- ア 警備業務用機械装置については、受注者の所有とし、その維持管理は全て受注者の負担において行うものとする。
- イ 受注者は、警備業務用機械装置の正常な機能を維持するため、年 1 回以上保守点検を実施し、作動の確認を行い、万一機器に故障を生じた時は直ちに警備上の安全処置を講ずるものとする。

9 報告

ア 受注者は事故・異常事態等が発生した場合、あらかじめ協議して定めた緊急連絡先へ直ちに報告するとともに、発注者へ速やかに書面を持って報告するものとする。なお、この場合の事故・異常事態等には、誤報・誤作動は含まないものとする。

イ 受注者は、毎月の警備業務報告書を作成し、翌月の10日までに発注者に提出するものとする。

ウ 受注者は、警備業務用機械装置の保守点検を行った際には、点検結果報告書を作成し、発注者へ提出するものとする。

10 権利譲渡等の禁止

受注者は、この契約により生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、継承させ、又は担保の目的に供することはできない。ただし、発注者の文書による承諾を受けた場合はこの限りでない。

11 費用負担・増改築等

(1) 施設への警備業務用機械装置の設置、撤去にかかる費用は、全て受注者の負担とする。

(2) 契約履行期間開始後、施設の改修工事による一時的な警備業務用機械装置の撤去、再設置に係る費用は、別途、発注者・受注者で協議するものとする。

12 その他

(1) 契約履行期間の初日又は最終日において、他の警備業者から業務を引き継ぐ場合、又は引き渡す場合には、相互に協力の上、円滑かつ確実な引継ぎ(警備業務用機械装置の迅速な撤去又は設置を含む。)を行うものとする。

(2) 受注者は、本契約に基づく委託事業の実施中、受注者の過失によって発注者及び発注者の関係職員に身体上又は財物上の損害を発生させた場合は、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合せて10億円を限度として賠償の責めを負うものとする。

また、受注者は、この契約に基づき委託業務を実施中に、受注者が責めを負うべき理由によって第三者に対し損害を及ぼしたときは、受注者はその補償として客観的に承認された損害額証明に基づき、1事故につき、対人賠償、対物賠償、合わせて10億円を限度として発注者に支払うものとする。

(3) 業務実施に当たり、この仕様に定めのない事項については、発注者・受注者で協議するものとする。